

住民監査請求申立書

平成27年6月2日

松山市監査委員 殿

中村時広元松山市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

1. 松山市は、平成27年当初予算案に、松山市菅沢町の株式会社レグの産業廃棄物最終処分場支障等除去事業として、債務負担金56億700万円を計上して、3月議会で可決成立した。この56億700万円の原因は、松山市職員の重大な不作為、職員の重大な職務の怠慢、職員の重大な過失によるものであり、この責任は、松山市の行政の最高責任者の中村時広元市長に有ると考えられます。中村時広元市長が56億700万円の損害を松山市に与えたのであります。
2. 中村時広元市長の責任の詳細を説明して行きます、問題の1つ目は、添付書類に依りますと株式会社レグは、愛媛県管轄下の時、昭和61年11月18日に産業廃棄物処理施設設置許可を昭和62年3月2日に産業廃棄物処理業の許可を取得しています。この昭和61年の許可の申立の時から松山市は関与していきまして、菅沢町の土地に水路が有るのを把握しています、水路が有れば当然、汚染水または、灰濁水の流出は、考えられることです。
3. 問題の2つ目は、遮水工の未設置部分から未処理の浸出液が流出するおそれがあることなどから、愛媛県が平成8年4月24日以降6回にわたり立入調査による指導を行ったが、すべての指導事項の改善には至らなかったことを松山市は、把握していました。
平成10年4月1日に松山市に移管した時点で残余容量は、株式会社レグから12400m³との報告があり、既に許可容量の9割以上が埋め立てられていたのです。この時点で松山市が測量を行っておれば、容量の超過を確認出来たはずですが、また、現地調査をすれば、地下水路出口からの灰濁水を確認出来たはずですが、株式会社レグからの報告を鵜呑みにした大きな失態です。
4. 問題の3つ目は、平成13年11月～平成15年10月までの間に、

松山市の資料では、代表取締役が3回交代しそれに伴い他の取締役等も交代し、新旧の取締役等が役員交代の無効を求めて裁判で争い、経営が混乱していたと、記述されています。

閉鎖事項全部証明書に依りますと職務代行者を含めると、代表取締役が8回交代しています、異状な状態です

5. 以上の様な時、平成16年3月29日に現在の廃棄物処理法第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可申請書が提出されましたが、その時点で松山市が現地調査を行っておれば、地下水路出口からの灰濁水が確認出来たはずですが。

以上の点から、平成16年3月29日付の産業廃棄物処分業の許可申請は、廃棄物処理法第14条第10項第1号の申請者の能力に問題があり拒絶すべき事案だったと考えられます。

6. 次に、平成17年3月11日に産業廃棄物処理施設軽微変更届出書が提出されましたが、最終処分場の容量を21140m³増加する申請ですが、この前年の平成16年10月14日の測量で、最終処分場の許可容量を8705m³超過していることが確認されましたが、株式会社レグから、場内整備により2338m³の残余容量を確保できたとの報告があったため、松山市は現地確認を行ったと記載されていますが、11tダンプ800台余りの11043m³の廃棄物を場内整備で、どの様に処理したのか、マジックでも使ったのですか、私には、理解できません。

それ以上に、松山市が現地確認したとは、何を確認したのですか、理解できません。松山市職員の怠慢は、余りにひどいです。この変更届出書受理したのは、大きな間違いです。

7. 平成16年10月14日の測量で、最終処分場の許可容量を超過していることが確認された時点で、株式会社レグの産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可を取消すべきでした。結果として、8年遅れて平成24年6月19日に取消していますが、遅きに失したと思われま。8年の間、灰濁水の流出を放置したのです。

8. 平成21年3月30日に、平成16年3月29日付の産業廃棄物処分業許可の5年更新をすべきところ、第14条第6項の許可をしているのですが、松山市の指導によるのかどうか分かりませんが、3000t余りの容量増加の許可になっています。

松山市と株式会社レグの癒着を疑いたくなります。

9. 以上の経過から総括してみます、第1に、平成10年4月1日に松山市に移管された時点で、現地調査と測量を怠り、容量の超過と地下水路出口からの灰濁水の流出を見逃して損害を大きくしたと考えられます。

第2は、平成16年3月29日の産業廃棄物処分業の許可を認めた事が問題でした。

第3は、平成17年3月11日に産業廃棄物処理施設軽微変更届出書を許可容量が超過しているのに、受理してしまったことは、大きな失態です。

第4は、平成21年3月30日に産業廃棄物処分業の許可の更新をすべきところを容量増加の許可をあてています。

第5は、平成16年10月14日の測量で、許可容量を超過が確認された後に、2度にわたり容量増加の申請並びに許可を与えていますが、考えられない大失態です。

常識で考えて、この時点で、どうして地下水路出口の調査をしなかったのか、考えられない対応です、目視でも、汚染水及び灰濁水が確認出来たはずです。

第6は、平成10年4月1日に松山市に移管されてから、平成23年5月30日までの13年間に、一度も地下水路出口の調査を行わなかったのか、不作為、無為・無策、行政機能の喪失以外にありませんね。

10. 以上の事案から、株式会社レグの産業廃棄物処理施設の地下水路出口からの灰濁水の流出及び最終処分場の許可容量の超過を見逃し・黙認して被害の拡大を招き、それにより、損害金を増大させた。

それと、許可申請等を盲目的に処理して、許可を拒絶すべき事案を許可を与え、受付の受理を拒絶すべき事案を受理して被害が拡大した。

松山市の行政の対応は、やるべきことを怠り、拒絶すべき事案を受理して行政機関の機能を果していない、前代未聞の醜態が、株式会社レグの産業廃棄物最終処分場支障等除去事業として、債務負担金56億700万を予算案に計上し、松山市に56億700万円の損害を与えることに、なったのです。この責任は、松山市の行政の最高責任者の中村時広元市長にあります。

よって監査委員に対して、中村時広元市長に56億700万円の請求することを求める。

- 2 請求者
- | | |
|------|-----|
| 住所 | 省 略 |
| 職業 | 省 略 |
| 氏名 | 省 略 |
| 電話番号 | 省 略 |

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

添付書類

- 1 松山市役所から情報公開により入手した資料
- 2 履歴事項全部証明書の写し
- 3 閉鎖事項全部証明書の写し